六三・〇六	不織布の産品	不織布の形成と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
六三・〇七	その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
六三・〇八		ＭａｘＮＯＭ四十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ六十五パーセント（ＦＯＢ） セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、非原産である製品は、その総額が当該セットのＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、組み込むことができる。
六三・〇九―六三・二〇		ＣＴＨ

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇六		ＣＣ、 ＣＴＨ（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四〇六・九〇号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及びＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＣＴＨ（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の材料からの変更及び第六四〇六・九〇号のうちの組立てであって中底に甲を取り付けたものからの変更を除く。）及びＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第六五類　帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇七		ＣＴＨ

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一―六六・〇三		ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一―六七・〇四		ＣＴＨ

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・二五		ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ七十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ三十五パーセント（ＦＯＢ）

第六九類　陶磁製品

六九・〇一―六九・一四		ＣＴＨ

第七〇類　ガラス及びその製品

七〇・〇一―七〇・〇五		ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七〇・〇六		ＣＴＨ又は 第七〇・〇六項の塗布していない平面基板ガラスからの生産
七〇・〇七（注）―七〇・〇九	塗布した平面基板ガラス	
七〇・一〇	その他の産品	ＣＴＨ（第七〇・〇二項から第七〇・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。） ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ） 注　第七〇〇七・一一号及び第七〇〇七・二一号の産品については、付録三―Ｂ―1も参照すること。
七〇・一一	ガラス、ガラス器具及びガラス製の容器	ＣＴＨ。ただし、第七〇・一〇項の非原産材料は、その総額が産品のＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。
七〇・一三	その他の産品	ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七〇・一四―七〇・一七		ＣＴＨ。ただし、第七〇・一三項の非原産材料は、その総額が産品のＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。 ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七〇一八・一〇		ＣＴＨ
七〇一八・二〇		ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
七〇一八・九〇		ＣＴＨ
七〇・一九―七〇・二〇		ＣＴＨ、 ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又は ＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣

七一・〇一		ＣＣ
七一・〇二―七一・〇四		ＣＴＳＨ